

佐賀県規則第10号

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（平成26年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(調査票情報の提供に係る手続等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 第10条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) 第10条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第10条提供申出書等」という。）に記載されている第10条提供申出者の氏名、生年月日及び住所（当該者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び生年月日とし、以下「氏名等」という。）並びにその代理人の氏名等と同一の氏名等が記載されている運転免許証、<u>健康保険の被保険者証</u>、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「本人確認書類」という。）</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(調査票情報の提供に係る手続等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 第10条提供申出者は、前項に規定する申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>(1) 第10条提供申出書及びこれに添付すべき資料（以下「第10条提供申出書等」という。）に記載されている第10条提供申出者の氏名、生年月日及び住所（当該者が法人等であるときは、その代表者又は管理人の氏名及び生年月日とし、以下「氏名等」という。）並びにその代理人の氏名等と同一の氏名等が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類（以下「本人確認書類」という。）</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。